

Actus Newsletter

平成28年3月決算の税務申告のポイント



平成28年3月期決算法人から適用が開始される税制改正項目がいくつかあります。その中で、特に平成27年度の税制改正項目は、税率の変更など税金の計算に大きく影響を与える改正項目が多くなっており、改めてここで確認をお願いします。なお、3月期以降の決算法人すべてに影響しますのでその点ご注意ください。

■法人実効税率の引下げ(平成27年度税制改正)

平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率が **25.5%→23.9%**へ引下げられます。

一方、事業税の付加価値割及び資本割の税率は引き上げとなるため、資本金1億円超の外形標準課税適用法人はご注意ください。また、平成26年10月1日以後開始事業年度から国税である「地方法人税」が創設され、加えて法人住民税、資本金1億円超の普通法人に係る事業税の所得割及び地方法人特別税の税率が変更されています。3月決算法人は、いずれも平成28年3月期から初適用となりますのでご確認ください。

◇中小法人以外の場合の税率の推移(3月決算法人)

		H27.3	H28.3	H29.3※2	H30.3※2	H31.3以降※2
法人税		25.5%	23.9%	23.4%	23.4%	23.2%
事業税 (所得)	所得割	4.3%	3.1%	0.7%	3.6%	3.6%
	地方法人特別税	67.4%	93.5%	414.2%	-	-
事業税 (外形)	付加価値割	0.48%	0.72%	1.2%	1.2%	1.2%
	資本割	0.2%	0.3%	0.5%	0.5%	0.5%
住民税・地方法人税 合計		17.3%	17.3%	17.3%	17.3%	17.3%
実効税率		34.62%	32.11%	29.97%	29.97%	29.74%

◇中小法人の場合の税率の推移(3月決算法人)

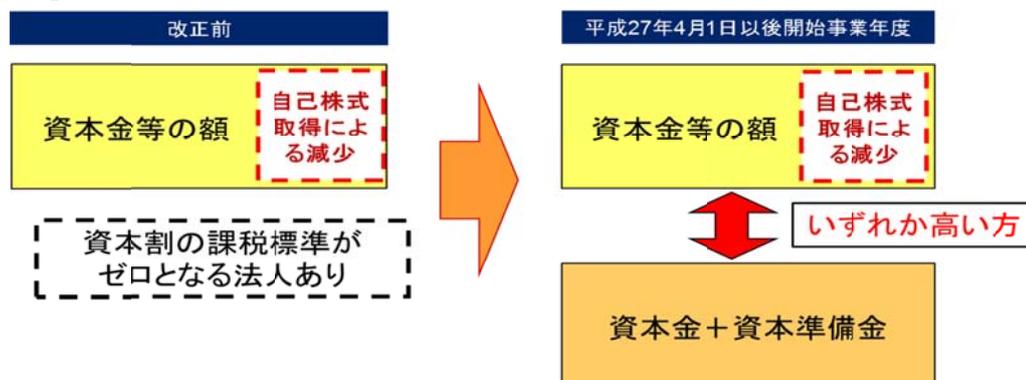
		H27.3	H28.3	H29.3※2	H30.3※2	H31.3以降※2
法人税	所得年800万超	25.5%	23.9%	23.4%	23.4%	23.2%
	所得年800万以下	15%	15%	15%	19%	19%
事業税 (所得)	所得割	6.7%	6.7%	6.7%	9.59%	9.59%
	地方法人特別税	43.2%	43.2%	43.2%	-	-
住民税・地方法人税 合計		17.3%	17.3%	17.3%	17.3%	17.3%
実効税率		36.05%	34.33%	33.80%	33.80%	33.58%

※1 税率は、すべて標準税率になりますので、超過税率適用法人については異なる税率となる点にご注意下さい。

※2 平成29年3月期以降の税率は、平成28年度税制改正法案が成立した場合の税率を記載しております。

■法人住民税均等割の判定基準が変更(平成27年度税制改正)

平成27年4月1日以後に開始する事業年度より、法人住民税均等割の税率区分の基準となる「資本金等の額」が改正されました。「資本金等の額」は、無償増資又は無償減資による欠損填補を行った場合には、その調整を行った金額に変更され、さらに「資本金+資本準備金」と比較して、いずれか高い方が基準となります。また、外形標準課税による事業税資本割の課税標準である「資本金等の額」も、住民税と同様に「資本金+資本準備金」と比較して判定することとなります。



■ 繰越欠損金の控除限度額の引下げ(平成 27 年度税制改正)

大法人(資本金 1 億円超の普通法人等)の繰越欠損金の控除限度割合が、平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から **80%→65%**へ引下げられます。中小法人等については従来通り 100%控除できます。

【決算申告にあたってのポイント】

繰越欠損金の控除限度割合については、この先さらに 50%まで段階的に引下げられることとなっています。平成 28 年度税制改正でもこの段階的引き下げのさらなる見直しが検討されており、税効果会計の計算については、平成 28 年度の税制改正法案の成立状況を確認の上、検討を行いましょ。

■ 受取配当金の益金不算入制度の改正(平成 27 年度税制改正)

平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から、益金不算入の対象となる株式等の区分及び益金不算入割合、負債利子控除の対象が改正されています。

改正前				改正後			
名称	株式等の保有割合	益金不算入割合	負債利子控除	名称	株式等の保有割合	益金不算入割合	負債利子控除
完全子法人株式等	100%	100%	無	完全子法人株式等	100%	100%	無
関係法人株式等	25%以上 100%未満	100%	有	関連法人株式等	1/3 超 100%未満	100%	有
上記以外の株式等	25%未満	50%	有	その他の株式等	5%超 1/3 以下	50%	無
				被支配目的株式等	5%以下	20%	無

【決算申告にあたってのポイント】

適用初年度となる平成 28 年 3 月期については、すべての法人が控除負債利子の計算を「原則法」で行うこととなります。この際、使用する「前期末の株式等の帳簿価額」「前期末の総資産の帳簿価額」は、有価証券評価差額等の調整をしないなど、改正後の規定により算定しなおす必要があります。

■ 所得拡大促進税制は 3 年目の適用

所得拡大促進税制は、基準事業年度と比較し 2%~5%以上給与等支給額を増加させた場合、一定要件のもと、その支給増加額の 10%の税額控除ができる減税措置です。平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する適用年度は、制度開始 3 年目の適用となり、基準事業年度と比較する増加率の割合が **2%→3%**へ変更となります。

■ 美術品等の減価償却の検討を忘れずに

法人税基本通達 7-1-1 等の改正により、取得価額 1 点 100 万円未満の美術品等は原則として減価償却資産に該当することとなりました。この取扱いは平成 27 年 1 月 1 日以後に取得した美術品等について適用されます。なお、平成 26 年 12 月 31 日以前に取得した美術品等については平成 27 年 1 月 1 日以後最初に開始する事業年度において減価償却資産に該当するか否か再判定を行い、減価償却資産に該当することとなった美術品等に限り適用されます。すなわち適用初年度限定の取扱いとなり、**再判定を行わないなど、減価償却資産に振り替えない美術品等については、その後の事業年度で減価償却はできないこと**にご注意下さい。



アクタス 税 理 士 法 人
アクタスマネジメントサービス(株)

【 URL 】<http://www.actus.co.jp>

【 MAIL 】info@actus.co.jp

【赤坂】〒107-0052 東京都港区赤坂3-2-12 赤坂NOAビル6F
TEL:03-3224-8888 FAX:03-5575-3331

【立川】〒190-0012 東京都立川市曙町2-34-13 オリニック第3ビル5F
TEL:042-548-8001 FAX:042-548-8002

【荒川】〒116-0002 東京都荒川区荒川3-21-2-105
TEL:03-3802-8101 FAX:03-3805-2070

【大阪】〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-9-1 肥後橋センタービル7F
TEL:06-6449-8682 FAX:06-6449-8683